別表六(十六)の表中

措法第42条の６第１項各号の該当号		1	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	設備の種類又は区分	4					
	取得年月日	5	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	指定事業の用に供した年月日	6	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・

を

事業種目		1					
資産区分	種類	2					
	設備の種類又は区分	3					
	細目	4					
	取得年月日	5	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	指定事業の用に供した年月日	6	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・

に、「調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）」を「調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の二「２」若しくは「22」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑥」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑤」）」に、「差引当期税額基準額残額⑬－⑭－（別表六(二十七)「15」）」を「差引当期税額基準額残額⑬－⑭－（別表六(二十五)「15」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑤」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の④」）」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条」に、「第42条の６第３項」を「（第３号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の６第２項若しくは第３項」に改め、同第三号中「第３号まで」を「第４号まで又は令和５年旧措置法第42条の６第１項第１号から第３号まで」に、「同項第４号」を「租税特別措置法第42条の６第１項第５号又は令和５年旧措置法第42条の６第１項第４号」に改め、同第四号を次のように改める。

４　「翌期繰越額 ㉓－㉔ ㉕」の各欄の外書には、別表六(六)「８」又は別表六(六)付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(十六)を別表六(十七)とする。

別表六(十九)の表中「調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）」を「調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の二「２」若しくは「22」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑧」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑦」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑦」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の⑥」）」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号中「及び